

佐鳴台三丁目自治会規約

(目的)

第1条 この会は、佐鳴台三丁目の区域の住民が隣人として心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら、地域の諸問題についてともに関心をもち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい地域社会を築くことを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は、佐鳴台三丁目自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

(会員)

第3条 この会は、第1条の目的に賛同する次の者をもって組織する。

- 1 佐鳴台三丁目の区域内に居住する者
但し、県営住宅自治会を除く(以下同じ)
- 2 佐鳴台三丁目の区域内に事務所、営業所、店舗などを有する者

(入会及び退会)

第4条 この会への入会は、加入の意志を部長経由で会長に申し出た時点から会員となる。
2 この会を退会しようとする者は、その旨を部長経由で会長に届け出ることにより退会する。
3 会員がこの区域内に住所を有しなくなったときは退会したものとみなす。

(会の組織)

第5条 会員相互の緊密な連携を図るため必要な部及び組を設ける。

(事業)

第6条 この会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 生活環境の改善と美化に関すること
- 2 住民生活の安全確保に関すること
- 3 住民の教育、福祉、文化に関すること
- 4 住民の健康増進に関すること
- 5 住民相互の融和と扶助に関すること
- 6 地域内の老人、女性、青年、子ども等の団体活動及び住民のグループ活動の育成、援助に関すること
- 7 自治会連合会、地区自治会連合会その他各種団体との連絡、協調、助成に関すること
- 8 市役所その他官公署との連絡及び協力に関すること
- 9 その他住民に必要なこと

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名～5名 |
| 3 総務 | 1名 |
| 4 会計 | 1名 |
| 5 監事 | 2名 |
| 6 部長 | 各部1名 |
| 7 組長 | 各組1名 |

(役員任期)

第8条 部長以上の役員任期は2年とし、組長の任期は1年とする。
但し、再選は妨げない。また、役員に欠員が生じたときは、速やかに後任者を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第9条 役員は、次により選出する。
1 会長、副会長、総務、会計、監事は、役員会において推薦し、総会の承認を求めるものとする。但し、

- 役員と監事は兼務することはできない。
- 2 会長は役員および役員経験者から選出する。
 - 3 副会長、総務、会計は毎年各部から推薦者をだし、その中から選出する。
 - 4 部長は、各部より選出する。原則として各組輪番制とする。
 - 5 組長は、各組より選出する。原則とし輪番制とする。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
 - (3) 総務は、会務事務を行ない、会議を推進し、議事を記録する。
 - (4) 会計は、会計事務を行う。
 - (5) 監事は、会計事務、財産管理の状況及び諸帳簿を監査する。
 - (6) 部長は、部を代表し、所属する組長との連携を緊密にするとともに部内を調整し、会務の処理に参画する。
 - (7) 組長は、組を代表し、部長との連携を緊密にするとともに組内の調整及び諸般の連絡、その他会務を分掌する。
- 2 役員は、常に会員の実態を把握し、融和と連帯意識の高揚のために、意をもちいるとともに転入者その他未加入者の加入について理解を求めるよう努めるものとする。

(相談役)

第 11 条 会務を円滑に行うため、相談役を置くことができる。

- 2 相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(専門委員会)

第 12 条 第 6 条の規定を円滑に行うため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、会長が役員会の承認を得て指名する。
- 3 専門委員は、特定の業務についてその職務を分担する。

(会議)

第 13 条 この会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員総会
- (3) 役員会

(総会)

第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年 1 回通常年度末に開く。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の 5 分の 1 以上の要請があったとき、会長が召集する。
- 4 総会の決議事項は、次の通りとする。
 - (1) 会則の改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び予算に関する事
 - (3) 決算を認定する事
 - (4) 自治会費の決定及び徴収に関する事
 - (5) その他重要な事

(役員総会及び役員会)

第 15 条 役員総会は、組長以上の全役員で構成し、会長が召集して 4 月、10 月に開催する。会長が必要と認めたときは別途召集し開催する。

- 2 役員会は、部長以上の役員で構成し、毎月定期的に行う。但し、監事は除く。

(会議の成立)

第 16 条 会議の成立は、会員または役員の半数以上の出席(委任状による出席を含む)により成立し、出席者

の半数以上の賛成により決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

議長は会長が務める。

2 会議に出席できないときは、出席者に委任することができる。

(会議の決定事項の周知)

第17条 総会、役員総会、役員会で決定した事項のうち会長が必要と認めたものについて会員に周知するものとする。

(相談役等の会議への出席)

第18条 会長が必要と認めたときは、総会、役員総会、役員会等に相談役等関係者の出席を求めることができる。

(費用弁償及び役員活動費)

第19条 役員等がこの会の業務を執行するにあたり要した経費は、予算の定めるところによりその費用を弁償することができる。

2 自治会活動を推進するにあたり、役員等に活動費を支給することができる。

3 給付の範囲は別に定める。

(会費)

第20条 この会の運営は、自治会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 自治会費の徴収は、年度分を一括若しくは分割して徴収し、会計がこれを保管する。

3 特別の事由のあるときは、役員会の承認を得て、会費の減免、猶予をすることができる。

4 会費徴収規程は別に定める。

(財産管理)

第21条 現金、有価証券等は、会計が管理し、その他の財産は、会長が管理するものとする。

(会計年度)

第22条 この会の会計は、毎年3月16日に始まり、翌年3月15日をもって終わる。

但し、会計以外の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監査)

第23条 監査は、会計年度終了後速やかに行うものとする。但し、監事が必要であると認めたときは年度の中途においても随時行うことができる。

(帳簿)

第24条 この会には次の帳簿を備える。

(1) 自治会名簿

(2) 自治会費徴収簿

(3) 金銭出納簿

(4) 財産資産台帳

(5) 会議の議事録

(6) その他必要な帳簿

2 会員は、会長の承認を得て常時事務所内で帳簿を閲覧することができる。

(慶弔その他の給付)

第25条 会員の慶弔、罹災に際し、見舞金及び祝金を贈ることができる。

2 また、慶弔規程並びに顕彰規程は、別に定める。

(委任)

第26条 この会則に規定するもののほか自治会の運営に必要な事項は役員会で決める。

附則 この会則は昭和56年4月1日より施行する。

附則 昭和59年4月8日一部改定

附則 平成9年3月30日一部改定

- 附則 平成 17 年 3 月 27 日改定
 附則 平成 19 年 3 月 25 日改定
 附則 平成 20 年 3 月 30 日一部改定
 附則 平成 21 年 3 月 29 日一部改定(施行は平成 20 年 4 月 1 日とする)
 附則 平成 22 年 3 月 28 日一部改定(施行は 22 年 4 月 1 日とする)
 附則 平成 28 年 3 月 27 日一部改定(施行は 28 年 4 月 1 日とする)

佐鳴台三丁目自治会 会費徴収規程

第 1 条 自治会規約第 20 条 4 項の会費徴収については、この規程の定めるところによる。

第 2 条 会費は、次の各号とし、加入月から徴収する。

1 ワンルームマンション(単身者)	月額	300 円
2 家族用マンション居住の単身者	月額	300 円
3 母子、父子家庭	月額	300 円
4 一般住宅(一戸建、マンション)	月額	400 円
5 個人営業者(町内にて営業)	月額	600 円
6 株式会社、有限会社等	年額	10,000 円
7 株式会社、有限会社等	月額	1,000 円

第 3 条 会費の徴収方法について次のとおり定める。

- 第 2 条 1 号については、オーナーが会計に払い込む。
- 第 2 条 2 号から 7 号については、徴収簿は、自治会が指定し、組長の領収印を押す。組長は、部長を経て、会計に納めるか、また、直接、会計に振り込む。
- 第 2 条 7 号については、年度途中から入会した会員に適用する。

第 4 条 会費は年額一括納入若しくは分割納入のいずれかの方法による。

第 5 条 この規程の改正は、役員会の議を経て、総会で決定するものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附則 平成 23 年 3 月 27 日一部改定(施行は 23 年 4 月 1 日とする)

佐鳴台三丁目自治会 給付規程

第 1 条 自治会規約第 19 条 3 項の給付の範囲については、この給付規程の定めるところによる。

第 2 条 この規程で給付とは、次のものをいう。

- 自治会役員活動費
- 渉外連絡費及び会議手当て

第 3 条 自治会活動を推進するにあたり、役員等に活動費を支給する。

- 役員等の活動費は、年額として次の通り定める。

会長	200,000 円
副会長 1 名につき	60,000 円
総務	60,000 円
会計	60,000 円
部長 1 名につき	50,000 円
監事 1 名につき	6,000 円
組長 1 名につき	7,000 円

- 役員等の活動費は、9 月と 2 月の 2 期に分割して支給する。

ただし、監事の活動費は 2 月に全額支給する。

組長の活動費は 4 月と 10 月に分割して支給する

第 4 集 会長が自治会業務と認め、役員等が渉外関係との連絡及び会議等に出席した場合、要した経費は自治会において支出することができる。

第 5 条 この規程の改正は、役員会の議を経て、総会で決定するものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

- 附則 平成 19 年 3 月 25 日改定
附則 平成 20 年 3 月 30 日一部改定
附則 平成 21 年 3 月 29 日一部改定(施行は 20 年 4 月 1 日とする)
附則 平成 22 年 3 月 28 日一部改定(施行は 22 年 4 月 1 日とする)
附則 平成 25 年 3 月 30 日一部改定(施行は 25 年 4 月 1 日とする)
附則 令和 6 年 4 月 7 日一部改定(施行は 6 年 4 月 1 日とする)

佐鳴台三丁目自治会 慶弔規程

- 第1条 自治会規約第25条の見舞金の範囲は、この規程の定めるところによる。
第2条 会員及び同居の家族が死亡した場合は、次のように弔意を表す。
1 自治会三役は、通夜及び葬儀に参列する。
2 香典は10,000円とする。
3 葬儀には該当の組を中心として支援をする。
4 訃報は、該当の組に回覧する。
第3条 会員の住宅が罹災した場合、次のように見舞う。
1 自治会三役は、罹災が生じた会員を見舞う。
2 見舞金は10,000円とする。
3 該当の組を中心として支援する。
第4条 予期できない特別な場合は、条項を基準に役員会で決定し、総会に報告する。
附則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
附則 平成20年3月30日一部改定

佐鳴台三丁目自治会 顕彰規定

- 第1条 自治会規約第25条の顕彰規程については、この規程の定めるところによる。
第2条 次の各号に該当する者に対し、役員会の議を経て表彰することができる。
1 地域活動の推進に尽力し、会の発展に寄与したと認められる者。
2 永年、役員として会の発展に寄与し、その功績が顕著であると認められるもの。
3 その他、顕彰に値すると認められる者。
附則 この規定は、平成17年4月1日より施行する。

細 則

- 会員 原則として転入の翌月から会員となる。転出の翌月から非会員となる。
経費 自治会活動に参加した者は次に定める日当を支給する。
但し、日当は500円の商品券で支給する。
商品券の支給枚数は 午前 1枚、午後 1枚とする。
但し、交通費は実費とする。申請があった場合、公共交通機関利用を原則とする。
支給対象自治会活動は下記とする。
定期総会 臨時総会 役員総会 公園美化活動 夏祭り準備、手伝い、片付け、防災訓練、敬老会手伝い、町民体育祭手伝い、浜松祭り手伝い、会議・研修など出席、声かけ運動、その他会長が認めたもの
役員会は出席者区分により下記のように呼ぶ。
三役会 会長、副会長、総務、会計
部長会 同上 及び 部長
役員会 組長以上

- 附則 平成 21 年 3 月 29 日一部改定(施行は 20 年 4 月 1 日とする)
附則 平成 22 年 3 月 28 日一部改定(施行は 22 年 4 月 1 日とする)
附則 平成 22 年 3 月 28 日一部改定(施行は 22 年 4 月 1 日とする)